

5月からコンビニや郵便局でも町税が納付できるようになります！

町では、納税者の皆さんの利便性を確保し、税収の向上を図るため、平成27年5月から、青木地区への役場庁舎移転に伴い、コンビニエンスストア（以下コンビニ）各店とゆうちょ銀行（郵便局）の窓口・ATMでも町税が納付できるようになり、納付書を変更します。

■税金がコンビニでも郵便局でも納付できます！

すー！

対象の税目は、町民税、固定資産税（都市計画税）、軽自動車税、及び国民健康保険税の4税で、コンビニでもゆうちょ銀行（郵便局）でも納付ができるようになります。

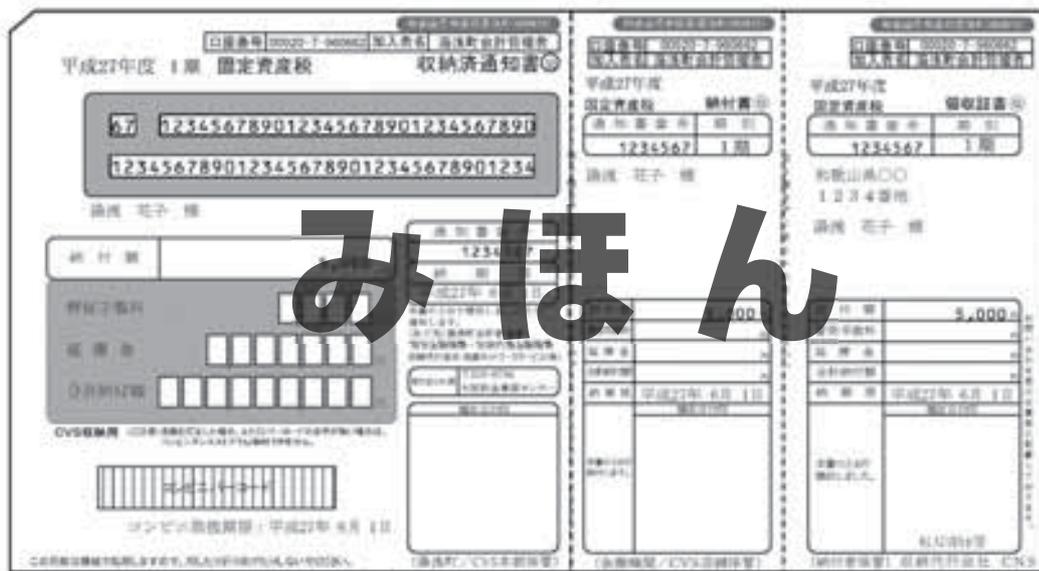
ゆうちょ銀行（郵便局）での取り扱いには近畿2府4県（滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県、和歌山県）のみとなりますので、近畿圏外の郵便局にて納付を希望される場合は税務課までご連絡ください。

納付書に記載されているコンビニでしたら、全国どこでも休日や夜間でも24時間手数料不要で納付ができますので、ぜひご利用ください。

■納付書の様式が新しくなります

コンビニ収納の開始により、納付書の用紙が新しくなります。（みほん参照）

コンビニで利用できる納付書は、「バーコードが印刷されているもの」「納付書1枚の金額が30万円以下のもの」「納付期限が過ぎていないもの」「などに限ります」。コンビニで利用できない平成27年4月発行以前の納付書につきましては、これまでどおり湯浅町役場出納室、湯浅町指定金融機関等の窓口で



みほん

納付ができます。また、ゆうちょ銀行（郵便局）でも納付できるようになります。

新しい納付書は、各納期毎に1枚ずつバラバラになっています。納付する際は、各納期をお間違えにならないよう、納付書に記載されている各納期と納期限をご確認のうえ、コンビニや金融機関で納付してください。

各納期の納付書を、ホッチキスなどで留めると、コンビニやゆうちょ銀行（郵便局）では使用できなくなりますので、注意してください。

口座振替の方は場合は、通知書のみが郵送されますので、納期限前に預金残高のご確認をお願いします。

■取り扱いコンビニ一覧（全国の各店舗）

- ローソン ■ セブンイレブン ■ ファミリーマート ■
- デイリーヤマザキ ■ エブリワン ■ MMK（マルチメディアアキオスク）設置店 ■ くらしハウス ■ ココス
- トア ■ コミュニティ・
- ストア ■ サークルK ■
- サンクス ■ スパー北海
- 道 ■ スリーエイト ■ ス
- リーエフ ■ 生活彩家 ■
- セイコーマート ■ セー
- フオン ■ タイエー ■



ニューヤマザキデイリーストア ■ ハセガワストア ■
ポプラ ■ ミニストップ ■ ヤマザキスペシャルパート
ナーストップ ■ ヤマザキデイリーストア ■ ローソン
100 ■ ローソンマート

【注意】コンビニで納付できない納付書

- バーコードのない納付書や、破損や汚れ等でバーコードを読み取れない納付書
- 納付書の金額を訂正した場合
- 納付期限が過ぎた納付書
- 納付書 1枚の納付金額が30万円を超える場合
- 平成27年4月までに発行された納付書（コンビニでの納付を希望される場合は、税務課までご連絡ください）

■口座振替をご利用ください

町税等の納付には、より便利で確実な口座振替もご案内しています。

町指定の金融機関へ手続きをしていただくだけで、各納期限にご指定の口座から引き落としされます。銀行印と通帳をご持参のうえ、各金融機関の窓口へ直接お申し込みください。ご家族名義の口座からの振替も可能です。

残高不足などの理由によって引き落としできなかった場合は、その納期分についてのみ納付書をあらためて送付しますので、送付された納付書にて納付してください。

【口座振替可能な金融機関】

- ◇ 紀陽銀行 ◇ きのくに信用金庫 ◇ JAありだ
- ◇ 近畿ろうきん
- ◇ しんぎょれん ◇ ゆうちよ銀行

新しい納付書についての Q & A

Q1 納付書がバラバラの単票で送られてきましたが、どうしてですか？

A1 以前の冊子になっている納付書では、コンビニでは取り扱いができないため納付書を変更しました。納付の際は、必ず納付する期別をご確認ください。

Q2 コンビニで納付する際に、手数料はかかるのですか？

A2 納税者に手数料はかかりません。

Q3 役場庁舎移転に伴い、平成27年5月に新たに開設される湯浅町駅前連絡所でも納付はできますか？

A3 湯浅町駅前連絡所では税等の収納事務は取り扱っておりません。お手数ではありますが、役場本庁舎、町指定金融機関、もしくはコンビニエンスストアにて納付をお願いします。

Q4 大阪や東京といった遠隔地のコンビニでも納付ができますか？

A4 納付書の裏面に記載されている店舗であれば納付可能です。

Q5 バーコードが印字されている納付書は、コンビニ以外で納付はできないのですか？

A5 これまでとおり金融機関等でも納付できます。金額の訂正がなければゆうちょ銀行（郵便局）でも納付可能です。

Q6 1期を納めるつもりで、2期の納付書で納めてしまった場合はどうなりますか？

A6 2期の納付書で納めた場合は2期分として収納されますので、納期限までに1期分を納付していただくか、税務課までご連絡ください。

そのままにされますと、1期分が未納扱いとなり、督促状が届き、督促手数料が加算される場合があります。

Q7 コンビニ収納に対応した納付書に記載されている納期限を過ぎてしまいましたが、まだコンビニで納付することができますか？

A7 納付期限を過ぎた納付書では、コンビニで納付はできません。

町の指定金融機関では納付できますが、コンビニ納付を希望される場合は、納付書を再発行しますので、税務課までご連絡ください。

ただし、税額や納期限からの経過日数によっては、督促手数料や延滞金が加算される場合があります。

Q8 コンビニで納付した場合、車検用の納税証明は、どうなりますか？

A8 コンビニで納められても、車検用の納税証明書として使用できます。

ただし、ゆうちょ銀行（郵便局）のATMで納付した場合は、証明書が使用できませんので、領収印が押印済みの領収書を役場税務課へお持ちください。車検用の納税証明書を交付いたします。

※納付書の様式の変更に伴い、後期高齢者医療保険料、保育料、及び住宅使用料も町税（町県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税）と同じ納付書に統一されますが、コンビニでは納付できませんのでご注意ください。なお、ゆうちょ銀行（郵便局）では納付できます。